

山梨県公報

第千八百五十六号

平成二十年

五月二十六日

月 曜 日

目次

告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………二八九

建築基準法に基づく道路位置指定……………二八九

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二八九

山梨県登録販売者試験の実施……………二九〇

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………二九一

その他

公聴会の開催について……………二九一

告示

山梨県告示第二百五十二号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

二十の項を二十一の項とし、四の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げる。

三の項記録項目の欄中「同右」を「科目別得点及び総合得点」に改め、同項開示場所の欄中「山梨県福祉保健部衛生業務課」を「同右」に改め、同項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

三 登録販売者試験

試験項目別得点及び総合得点

同右

山梨県福祉保健部衛生業務課

山梨県告示第二百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置 笛吹市春日居町鎮目字櫛田三六七番四、三六七番一五及び三三八番七

二 道路の幅員 六・〇メートル

三 道路の延長 四五・九〇メートル

公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人富士北麓まちづくりネットワーク
- 2 代表者の氏名 法村香音子

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市
- 4 定款に記載された目的
本法人は、富士北麓地域全体に対して、国際交流都市としての機能及び知名度を高める事業を促進する活動を行うことで地域経済の活性化を促すとともに、真のグローバルパートナーシップの構築を図り、心豊かな国際共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年五月七日から同年七月六日まで

● 山梨県登録販売者試験の実施
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項に規定する試験（登録販売者試験と称する。）を次のとおり実施する。
平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日 平成二十年八月十二日（火）
- 二 試験場所
 - 1 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス
 - 2 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
 - 3 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験項目
 - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - 1 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
 - 2 平成十六年三月三十一日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - 3 旧制中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した者であって、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

- 4 一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- 5 1から4に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 受験資格を有することを証明する書類
 - (三) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）
 - 2 受験手数料
一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
- 七 受験願書の受付期間及び提出先
 - 1 受付期間
平成二十年六月十六日（月）から同月二十七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十年六月十六日（月）から同月二十五日（水）までの消印のあるものを有効とする。
 - 2 提出先
県内に在住する受験者は各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 八 試験結果の発表等
 - 1 合格者の発表
平成二十年九月十七日（水）に県庁東側、各保健福祉事務所（保健所）の掲示板及び山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
 - 2 合格通知書の送付
合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。
- 九 その他
詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）

に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年九月二十六日まで縦覧に供する。

平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作

2 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ甲府東

(二)(-) 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百四十四番一外

2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 森田俊作

3 変更の年月日

平成二十年四月一日

三 届出年月日

平成二十年四月十六日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年九月二十六日まで縦覧に供する。

平成二十年五月二十六日

山梨県知事 横内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作

2 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポみのぶ

(二)(-) 所在地 南巨摩郡身延町飯富字宮の外二千三百九番二百十外

2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 森田俊作

3 変更の年月日

平成二十年四月一日

三 届出年月日

平成二十年四月十六日

その他

● 公聴会の開催について

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第四項の規定により読み替える第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年五月二十六日

一 日時

平成二十年六月十日午後二時から

二 場所

甲斐市牛匂四百九十七番地 山梨県水産技術センター会議室

三 案件

第一種区画漁業権の免許の内容となるべき事項等に対する意見の聴聞

四 その他

1 漁業権免許の内容となるべき事項等は、本委員会事務局（甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県県民会館）山梨県農政部花き農水産課内、電話〇五五 二二三 一

六一四)において、この公告の日から平成二十年六月九日まで一般の縦覧に供する。
2 公聴会に出席して意見を述べよつとする利害関係人は、住所、氏名、所属機関名、職名及び意見の要旨を記載した書面を、公聴会の前日午後五時までに本委員会事務局へ提出すること。